

立命館災害復興支援基金（復興+R 基金）
令和6年能登半島地震被災学生支援奨学金 募集要項の補足説明

2024年6月 立命館大学

1. 被害の状況について

出願資格にある居住家屋の被害について、出願資格の対象となる被害は「全壊」「半壊」「全焼」「半焼」です。被害の程度については、提出された罹災証明書により確認します。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 ※	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
	出願資格の対象となる被害の程度（半壊以上）				出願資格の対象外	

※損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

2. 出願時の学業成績基準について

(1) 学部生

1 回生：将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、WEB 申請フォームの記述により確認できること。

2 回生以上：修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、WEB 申請フォームの記述により確認できること。

※標準単位数とは「卒業に必要な単位数÷修業年限×申請者の在学年数」です。

(2) 大学院生

将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、WEB 申請フォームの記述により確認できること。

3. 課税証明書について

学部生・大学院生ともに生計維持者の収入・所得にて選考します。2024（令和6）年度の全ての項目が記載された課税証明書（全項目証明）を提出してください。

見本

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所	京都市中京区西ノ京朱雀
	氏名	立命 太郎

【注意事項】

- ・市町村により課税証明書の様式は異なります。
- ・2024（令和6）年度の課税証明書（所得等の内容は2023（令和5）年のもので、すべての項目が記載された証明書（全項目証明）を市区町村の役所にて入手してください。
- ・特に下記図の①～④を確認してください。

年度	所得の金額	記				所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額			
令和6年度 (令和5年分所得)	1,300,000円	収入金額	2,200,000円	公的年金等	0円	市民税	0円	府民税	0円	均等割額	0円	年税額	0円
総所得	1,350,000円	特別障害者	控対配	雑損	0円	総所得	0千円						
(内給与)	1,300,000円	その他障害者	老人控対配	医療費	0円	土地等事業雑	0千円						
土地等事業雑	0円	高齢者	同居老親等	0人	社会保険料	200,000円	分離短期譲渡	0千円					
分離短期譲渡	0円	ひとり親	老人扶養	0人	小企共済掛金	0円	分離長期譲渡	0千円					
分離長期譲渡	0円	*	特定扶養	1人	生命保険料	0円	株式等の譲渡	0千円					
株式等の譲渡	50,000円	勤労学生	その他扶養	1人	寄付金	0円	上場株式配当	0千円					
上場株式配当	0円		同居特別障害	0人	地震保険料	0円	先物取引所得	0千円					
先物取引	0円		特別障害	0人	障害者特別	300,000円	山林	0千円					
山林	0円		その他障害	0人	配偶者特別	780,000円		0千円					
退職	0円				配偶扶養基礎								

①所得・収入の種類・内訳と金額が記されたものをご提出ください。0円の場合は「0」の表示があるものに限ります。

②市・府県民税の所得割の金額が記されたものをご提出ください。

③配偶者控除、扶養控除等の事項・金額が明記されている証明書を提示ください。扶養者の人数や控除金額が「***」で目隠しされているものは不可です。

④ひとり親家庭の方は、本人該当欄の「ひとり親」もしくは「寡婦」部分に*が付いている証明書をご提出願います。（なお、市区町村によっては控除欄に「控除内容の名称と金額」や「控除内容の名称のみ」が記されている場合があります）但し、合計所得金額が500万円を超える場合、ひとり親控除・寡婦控除の対象となりません。

その他の事項
市・府民税は課税されていません。

上記のとおり証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇市〇〇区長

〇〇 〇〇〇

公印

4. その他必要な書類について

以下に該当される場合は証明書類を提出してください。

(1) 生計維持者が2024年1月1日時点で生活保護を受給していた場合

- ・生活保護受給証明書のコピー（受給期間に2024年1月1日を含むことが確認できれば、生活保護決定（変更）通知書のコピーでも可）

(2) ひとり親家庭の場合（課税証明書にひとり親・寡婦の記載がある場合は不要です）

- ・学生本人の戸籍謄本全部事項証明（3カ月以内に発行のもの）
- ・遺族年金証書
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証（有効期限内のもの）

5. 継続審査について

採用後、毎年6月に「学生生活報告書」の提出（WEB申請）が必要です。また、学業成績等により奨学生としての適格性を審査します。